

お知らせ（相馬港入出港の際の留意事項）

平成25年1月30日

福島県相馬港湾建設事務所
東北地方整備局小名浜港湾事務所
福島海上保安部

- 1 相馬港及び周辺海域には、漂流物、瓦礫等の水中障害物が依然として存在するおそれがありますので、船舶の航行に当たり十分注意してください。
- 2 相馬港入出港の航行径路は、北航路とします。
- 3 相馬港内では、別添図のとおり水深減少が認められています。
 - ① 北航路入口部
障害物が存在しており、周辺の水深－1.7mに対して、最大3m程度の減少がみられる。
 - ② 北航路
－1.5mの計画水深に対して、最大2m程度の減少がみられる。
 - ③ －1.4m航路
－1.4mの計画水深に対して、最大2.5m程度の減少がみられる。
 - ④ －1.4m泊地
－1.4mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑤ －1.2m泊地
－1.2mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑥ －1.2m航路
－1.2mの計画水深に対して、最大1m程度の減少がみられる。
 - ⑦ －7.5m泊地（1号ふ頭第5号岸壁前面）
－7.5mの計画水深に対して、最大4m程度の減少がみられる。
 - ⑧ －7.5m泊地（2号ふ頭第2、3号岸壁前面）
－7.5mの計画水深に対して、最大5.5m程度の減少がみられる。
 - ⑨ －5.5m泊地
－5.5mの計画水深に対して、最大2.5m程度の減少がみられる。
 - ⑩ 第1船だまり
－3mの計画水深に対して、最大1.5m程度の減少がみられる。
- 4 東日本大震災により沖防波堤が広範囲に渡って損壊しており、以前に比較し港内の静穏度は低下しています。
- 5 相馬港で航行可能な水域及び利用可能な係留施設は、次のとおりです。
 - (1) 航行可能な水域
調査中の水域を除き、制限はありませんが、港内には水中障害物が存在することから、航行には十分注意してください。

(2) 利用可能な係留施設 (別添図参照)

名 称	延長 (m)	水深 (m)	備考
1号ふ頭			公共ふ頭 エプロンの使用には重量制限あり
第3号岸壁	130m	-7.5m	
第4号岸壁	130m	-7.5m	一部損壊 (使用可能延長は 86m)
第5号岸壁	130m	-7.5m	一部損壊 (使用可能延長は 115m) 石炭灰荷役に限る
2号ふ頭			公共ふ頭
第1号岸壁	90m	-5.5m	
第4号岸壁	240m	-12m	
5号ふ頭			
第1号揚炭棧橋	280m	-14m	専用棧橋
第2号揚炭棧橋	280m	-14m	専用棧橋
揚油ドルフィン	140m	-7.5m	専用ドルフィン